京丹後市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 《本編》案

2024 年●月 京丹後市

目次

第1章 計画策定の背景1
1.1 待ったなしの気候変動対策1
1.1.1 気候変動の現状1
コラム:カーボンニュートラルとは2
コラム:中小企業に広がる脱炭素化の取組2
第2章 計画の基本的事項3
2.1 計画の目的
2.2 計画の位置づけ3
2.3 計画の体系 4
2.4 計画の期間
2.5 計画の骨子5
2.5.1 取組主体5
2.5.2 主な取組内容6
2.6 温室効果ガスの種類及び部門6
2.6.1 排出抑制する温室効果ガスの種類6
2.6.2 排出抑制における部門の種類6
第3章 温室効果ガス排出量の現状7
3.1 総排出量7
3.1.1 算出方法について7
3.1.2 温室効果ガス排出量7
3.2 部門別二酸化炭素排出量8
3.3 エネルギー消費量9
3.4 再生可能エネルギーの現状11
3.4.1 再生可能エネルギー導入状況11
3.4.2 再生可能エネルギーの導入に向けた促進区域の設定
3.4.3 促進区域における再生可能エネルギーの導入促進に関する事項14
3.5 置き換え・その他
3.5.1 森林吸収量
コラム:カーボン・オフセットについて15
第4章 温室効果ガス排出量の削減目標16
4.1 温室効果ガス削減目標設定の考え方及び削減目標16
4.2 2030 年度の部門別排出量目標の目安
コラム:1.5℃ロードマップ18
第5章 温室効果ガス削減目標の達成に向けた取組(緩和策)19
5.1 各部門における省エネの取組19
5.1.1 産業部門(製造業、建設業、鋼業、農林水産業)19

	コラム:地域の中小事業者の脱炭素経営戦略の策定支援の取組	20
	コラム:農業分野における脱炭素化の取組	20
	5.1.2 業務その他部門(製造業、建設業、鋼業、農林水産業以外の事業者及び市の事務事業).	21
	コラム:国内外で進む観光業界等における脱炭素化の動き	22
	コラム:ゼロカーボンパークの取組	22
	5.1.3 家庭部門	23
	コラム:気候変動をじぶんごとにする	24
	5.1.4 運輸部門	25
	コラム: EV 化の流れ	25
	5.1.5 廃棄物分野及びその他ガス等に関する取組	26
	コラム:森林環境譲与税等の取組紹介	26
5.	2 再生可能エネルギーに関する取組	27
5.	3 置き換え・その他に関する取組	27
5.	4 取り組みの推進に向けた指標設定	28
	コラム:ゼロカーボンアクション30について	28
第	56章 気候変動の影響による被害の防止・軽減に向けた取組(適応策)	29
6.	1 適応策の意義と必要性	29
6.	2 取組の方向性	29
第	57章 計画の推進に向けて	30
7.	1 計画の推進体制	30
7.	2 計画の進行管理	31
	7.2.1 進行管理の基本的な考え方	31
	7.2.2 進行管理結果の公表	31

第1章 計画策定の背景

1.1 待ったなしの気候変動対策

1.1.1 気候変動の現状

近年、国内外で気候変動による災害等が発生しており、その頻度は、年々高まっています。温暖化の原因については、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)で専門家による調査研究が進められています。その第1次報告書では「気温上昇を生じさせるだろう」という表現にとどまっていましたが、第5次報告書では人間活動が原因である「可能性が極めて高い(95%以上)」と発表されました。さらに第6次報告書では「疑う余地がない」と踏み込んだ断定的な表現となりました。

第1次報告書 1990年 「気温上昇を生じさせるだろう」 1995年 第2次報告書 「影響が全地球の気候に表れている」 第3次報告書 2001年 「可能性が高い(66%以上)」 第4次報告書 2007年 「可能性が非常に高い (90%以上)」 第5次報告書 「可能性が極めて高い (95%以上)」 2013年 「疑う余地がない」 第6次報告書 2021年 人間の影響が大気・海洋及び陸域を温暖化させてき たことには疑う余地がない。

科学的知見に基づく温暖化と人間活動の影響の関係に関する表現の変化

出典) IPCC 第 6 次報告書

また、世界各国、経済界が、繰り返し重要と伝えているのは、世界の平均気温の上昇を、産業革命前を基準にして「1.5[°]C以下に抑える」必要があるということです。一方、世界気象機関(WMO)は「Global Annual to Decadal Climate Update」報告書において、世界の気温が 2027 年までに産業革命以前の水準を 1.5[°]C上回る可能性が 66%あると指摘し、年々その危機感は高まっています。

そのような状況の中、2023 年に開催された国連気候変動枠組条約第 28 回締約国会議(COP28)では、「2030 年までに世界の自然エネルギー設備容量を 3 倍にし、エネルギー効率の改善率を 2 倍にする」という誓約に 120 カ国以上が賛同しました。

そのため、既に経済界等において、温室効果ガス排出量ゼロを前提とした取組やルールづくりが始まっており、これらに対応をしないと、世界・市場等から取り残されること、また未来の世代へ多大な負荷を与えることになります。なお、この変化をリスクのみならず、「チャンスとして」事業転換をしている例も出てきています。

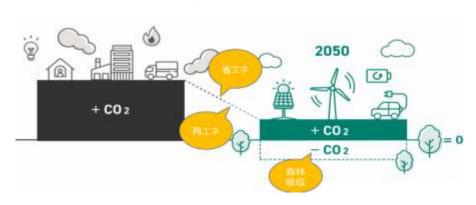
<u>共有したいポイント</u>

- 気候変動は人間の影響によるということは疑う余地がない。
- 世界の平均気温の上昇幅を 1.5°C以下に抑えないと、不可逆的な(元に戻れない)大規模な変化が起きる可能性があり、「1.5°C以下」が全ての国・業界の目標となっている。
- 気候の時限爆弾の時計が刻々と進んでいる。
- 2050 年までではなく2030 年までに、加速度的な取組が必要。
- 取組はリスクだけでなく、チャンスになる可能性の両面がある。

コラム:カーボンニュートラルとは

カーボンニュートラル (=ゼロカーボン) とは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること、つまり「排出を全体としてゼロ」にすることを意味します。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。 カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。

カーボンニュートラル (=ゼロカーボン) のイメージ



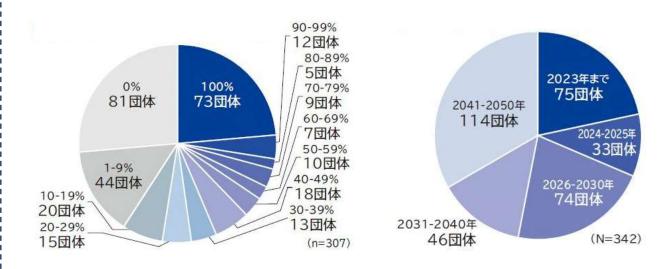
出典) 脱炭素ポータル (環境省)

コラム:中小企業に広がる脱炭素化の取組

現在、サプライチェーン全体での排出量削減が求められることから、中小企業でも脱炭素化の取組が始まっています。再エネ 100%利用を促進する新たな枠組みである再エネ 100 宣言「RE action」の参加団体数は年々増え、342 団体(2023 年 10 月末現在)となっており、その目標年の平均は 2035 年となっています。また、2022 年度には、既に 73 団体が再エネ 100%利用を達成しています。

再エネ 100%達成状況

目標達成年の分布



出典) 再エネ 100 宣言 RE Action 年次報告書 2023 (再エネ 100 宣言 RE Action 協議会)

第2章 計画の基本的事項

2.1 計画の目的

2020年12月に市として宣言した「2050年ゼロカーボンシティ」の実現、また、2021年5月に選定を受けた「SDGs 未来都市」の達成に向け、今後は2030年、2050年を見据えた中・長期的な視座の下で、京丹後市の特性を活かした戦略的な再生可能エネルギーの導入による、「脱炭素」を通じた「地方創生」を推進していくこととしています。

こうした背景から、本計画は、市民、事業者、市役所などの各主体が地域の自然的・社会的条件に 基づき、国や京都府の動向も踏まえつつ、互いに連携・協働しながら取組を実施し、地域の温室効果 ガス排出量を削減するとともに、気候変動に適応可能な地域づくりを進めることを目的としています。

2.2 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第19条第2項において、市町村は、地球温暖化対策計画を勘案し、"その区域の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする"とされており、本計画は、これに基づき策定するものです。

また、本計画は、国や京都府の環境及び地球温暖化対策に関する法令や計画と連携して、本計画の 上位計画である第 2 期京丹後市環境基本計画における地球温暖化対策に関する分野の望ましい環境像 を実現するためのアクションプランとして位置づけます。

あわせて、2050年のゼロカーボンシティ実現に向けた基本的な方向性と実現への道筋、さらに中間目標地点とする2030年に向けた重点的かつ先導的な取組を示す「京丹後市脱炭素ロードマップ」及び「京丹後市再生可能エネルギーゾーニング」の内容を反映しています。

2.3 計画の体系

本計画の体系を下図に示します。

本計画は、京丹後市の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等を行うため の施策に関する事項を定めるものです。

地球温暖化対策の推進に関する法律

京丹後市環境基本計画

京丹後市脱炭素ロードマップ

2050 年のゼロカーボンシティの実現に向けた基本的な方向性と実現への道筋・中間目標地点とする 2030 年に向けた重点的かつ先導的な取組を示す。

脱炭素化に向けた取組 ビジョンから計画期間に おける重点取組を反映

京丹後市再生可能エネルギー ゾーニングの内容を反映

京丹後市地球温暖化実行計画

区域施策編

区域の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定めるもの

事務事業編

地方公共団体の事務及び 事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等の ための措置を定めるもの

京丹後市再生可能エネルギー ゾーニング

2050 年ゼロカーボンシティの実現及び再生可能エネルギーの導入に当たり、環境保全と土地利用の促進を両立するため、促進区域案及びゾーニングマップの設定により再生可能エネルギーの社会的受容性の向上及び開発等による重大な環境影響の回避低減を図る。

2.4 計画の期間

基準年度 2013 (平成25) 年度 (京丹後市脱炭素ロードマップに同じ)

期 間 2028年度までの5年間

※ なお、計画推進にあたっては、社会情勢の変化への対応や国及び京都府との連携 が必要であることから、必要に応じて計画内容を見直します。

年度	2013	•••	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	 2050
京丹後市地球 温暖化対策実 行計画	基準 年度		策定 年度					改定 年度		中期目標	長期 目標
[区域施策編]					計画期	朝間(5	年間)				
京丹後市 脱炭素ロード マップ	基準 年度									中間 目標	目標 年度
京丹後市環境基本計画				改定 年度						改定 年度	

2.5 計画の骨子

2.5.1 取組主体

本計画の取組主体は、第 2 期京丹後市環境基本計画と同様に生活、事業、活動を通して責任の基本となる主体設定とします。

なお、主体ごとの役割は下表のとおりです。

主体	役割
市民	地域住民は、世界の今と起こりうる未来や科学的知見について 関心を持ち、耳と目を傾けます。 一つ一つの選択が、京丹後市の未来をつくることを自覚し、選 択します。
事業者・団体	自治会、事業者及び団体等は、持続可能な事業活動及び地域づくりの取組を行います。 市民が未来のための行動を選択できる環境を、公共とともに整備します。
公 共	市・学校等は、率先してゼロカーボンに向けた取組を行います。 ゼロカーボンに向けて、市民、事業者等が取り組みやすい環境 や仕組みを整備します。

2.5.2 主な取組内容

区 分	取組内容
エネルギー消費量の削減	● 省エネ設備、家電の導入● 合理的なエネルギーの利用の普及● 電気自動車等の導入、次世代交通サービスの普及● 省エネ性能に優れた住宅・建築物等の導入 等
再生可能エネルギーの最大利用	 ● 自家消費型再生可能エネルギー発電設備の導入 ● 営農型再生可能エネルギー発電設備の導入 ● 住宅・建築物等への再生可能エネルギーの導入 ● 最大限利用のための蓄電池の導入 ● 脱炭素化につながるエネルギー源への段階的な移行 等
置き換え・その他	● 脱炭素化に向けた戦略の策定● 森林・グリーンインフラの整備● 人材育成・促進機会 等

2.6 温室効果ガスの種類及び部門

2.6.1 排出抑制する温室効果ガスの種類

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定める温室効果ガスである、二酸化炭素(CO_2)、メタン (CH_4)、一酸化二窒素(N_2O)、代替フロン等 3 ガスを合わせた 6 種類とします。

2.6.2 排出抑制における部門の種類

対象とする部門は、エネルギー起源 CO_2 では産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門の 4 部門とします。

エネルギー起源 CO₂以外では、燃料の燃焼分野、農業分野、廃棄物分野、代替フロン等とします。

エネルギー起源	部門					
	産業部門	製造業、建設業・鉱業、農林水産業				
90	業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他の部門に属さない部門				
CO ₂	家庭部門	家庭				
	運輸部門	自動車、鉄道				
	燃料の燃焼分野	燃料の燃焼及び自動車走行【CH ₄ 、N ₂ 0】				
	農業分野	水田からの排出及び耕地における肥料の使用による排出(耕作)、家畜の 飼育や排泄物の管理に伴う排出(畜産)、農業廃棄物の焼却処分に伴い発 生する排出(農業廃棄物)【CH4、N20】				
CO ₂ 以外 (その他ガス)	廃棄物分野	廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出 (焼却処分)、廃棄物の埋立て処分に伴い発生する排出 (埋立処分)、排水処理に伴い発生する排出 (排水処理)、廃棄物の焼却、製品の製造の用途への使用及び廃棄物燃料の使用に伴い発生する排出 (原燃料使用等)【非エネ起 CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O】				
	代替フロン等 3 ガス分野	金属の生産、代替フロン等の製造、代替フロン等を利用した製品の製造・使用等、半導体素子等の製造等、溶剤等の用途への使用に伴う排出【HFCs、PFCs、SF ₆ 】				

第3章 温室効果ガス排出量の現状

3.1 総排出量

3.1.1 算出方法について

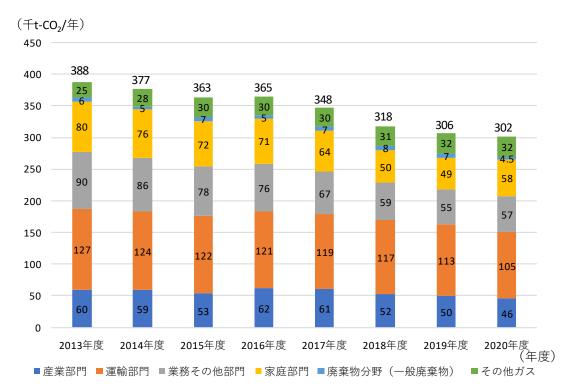
環境省では、地方公共団体が「地方公共団体実行計画」の策定・実施等に際して有益な情報を提供する「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」を開設しています。

支援サイトでは標準的手法に則った全市町村の排出量を、現況推計として公表しています。対象は 産業 (3 区分)、業務その他、家庭、運輸 (3 区分)、廃棄物の計 9 部門・分野です。統計情報の制約 上、推計の最新年度は2年のずれがあります。

また、同サイトで公表されている自治体排出量カルテは、標準的手法による部門別 CO₂ の現況推計結果を含む諸データを、都道府県・市町村別の個別ファイルで可視化を施した 2 次統計資料であり、都道府県別エネルギー消費統計、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度(以下、SHK)に基づく事業所排出量、固定価格買取制度(以下、FIT)、REPOS データ等の公表データを基に作成されています。本計画では温室効果ガス排出量として、これらのデータを使用し、その他ガスについては、自治体排出量カルテでは算出されないことから、国等の排出量から按分して算出を行っています。

3.1.2 温室効果ガス排出量

自治体排出量カルテに基づく、2020 年度の京丹後市の温室効果ガス排出量は 302 千 t-CO₂ となって おり、2013 年度と比較すると、86 千 t-CO₂ (22%) 減少しています。



部門・分野別の温室効果ガス排出量の経年変化(千 t-CO₂/年)

3.2 部門別二酸化炭素排出量

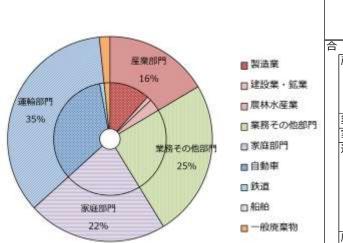
本市のエネルギー起源の二酸化炭素の部門別排出量及び廃棄物分野の排出量を見ると、産業部門では 2013 年度と比較して、2020 年度は 14 千 t-CO₂ (23%)減少しています。製造品出荷額等は、554 億円から 644 億円へと 90 億円増加しています。

業務その他部門では 2013 年度と比較して、2020 年度は 33 千 t-CO₂ (36%) 減少しています。従業者数は、18,428 人から 17,080 人へと 1,348 人減少しています。

家庭部門では 2013 年度と比較して、2020 年度は 22 千 t-CO₂ (28%) 減少しています。世帯数は、22,614 世帯から 22,943 世帯へと 329 世帯増加しています。

運輸部門では 2013 年度と比較して、2020 年度は 23 千 t- CO_2 (18%) 減少しています。自動車保有台数は、旅客で 33,753 台から 33,655 台へと 98 台減少、貨物で 12,161 台から 12,038 台へと 123 台減少しています。

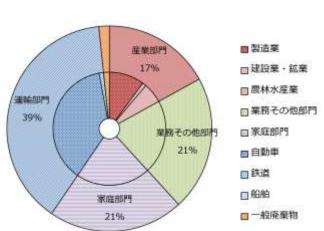
廃棄物分野(一般廃棄物)では2013年度と比較し2020年度は千t-CO2(26%)減少しています。



排出量の部門・分野別構成比(2013年度)

_					
	部門	3		平成25年度排出量	構成比
				(千t-CO ₂)	
合	計			363	100%
	産業部門			60	16%
		製造業		42	12%
		建設業	・鉱業	5	1%
		農林水産業		13	4%
	業務その他部門			90	25%
	家庭部門			80	22%
	運輸部門			127	35%
		自動車		123	34%
			旅客	62	17%
			貨物	61	17%
		鉄道		5	1%
		船舶		0	0%
	廃棄物分野(-	一般廃棄	ほ物)	6	2%

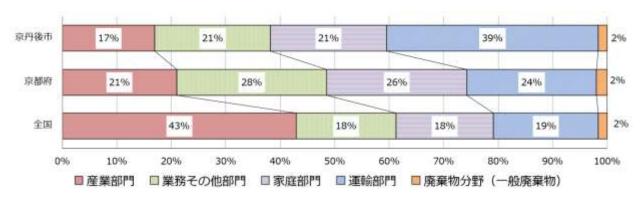
排出量の部門・分野別構成比(2020年度)



	部門]	令和2年度 排出量	構成比
			(千t-CO ₂)	
合	計		269	100%
	産業部門		46	17%
		製造業	27	10%
		建設業・鉱業	3	1%
		農林水産業	16	6%
	業務その他部	9	57	21%
	家庭部門		58	21%
	運輸部門		105	39%
		自動車	101	38%
		旅客	47	17%
		貨物	54	20%
		鉄道	3	1%
		船舶	0	0%
	廃棄物分野(-	一般廃棄物)	4	2%

2020 年度の部門別割合をみると、産業部門(17%)、業務その他部門(21%)、家庭部門(21%)、 運輸部門(39%)、廃棄物分野(一般廃棄物)(2%)となっており、運輸部門の割合が多くなっています。

2020 年度について、京都府全体と比較すると、産業部門、業務その他部門、家庭部門が少なく、運輸部門が多くなっています。国と比較すると、産業部門が少なく、業務その他部門及び家庭部門がおおむね同程度、運輸部門が多くなっています。



2020年度の部門・分野別構成比の比較(全国平均及び京都府平均)

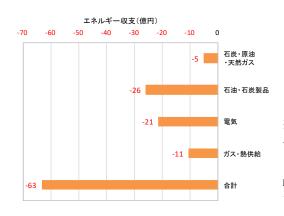
3.3 エネルギー消費量

環境省が提供している「地域経済循環分析自動作成ツール (2023年10月時点)」

(http://chiikijunkan.env.go.jp/manabu/bunseki) を用いて作成すると、2018年度の京丹後市のエネルギー収支において、約63億円の規模で市外へ流出しており、そのうちの約21億円を電気エネルギーが占めています。

市外流出のうちおおよそ半数の約26億円は、石油・石炭製品に由来するエネルギー利用分です。 京丹後市の産業別エネルギー消費量は、宿泊業・飲食サービス業のエネルギー消費量が最も多く、 次いで農林水産業、鉄鋼・非鉄・金属製品製造業の順となっており、消費側の再生可能エネルギーの 導入、設備の高効率化にあたっては、地域経済循環に資する余地を有している状況です。

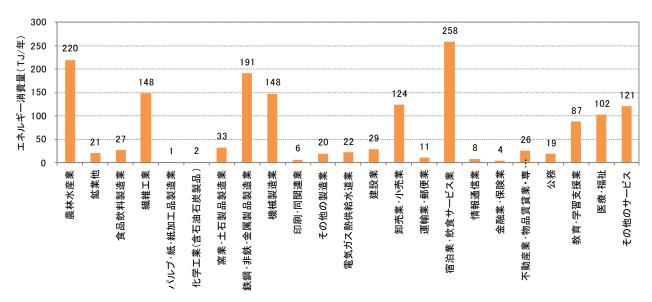
京丹後市の各産業の消費や投資が100万円増加したときの域内への生産誘発効果(市内の全産業合計値)については、食料品、輸送用機械、宿泊・飲食サービス業等で高く、これら産業の需要が増加すると域内全体の生産が大きく増加することから、域内への波及効果が高い産業となります。



2018年度の京丹後市におけるエネルギー収支(億円)

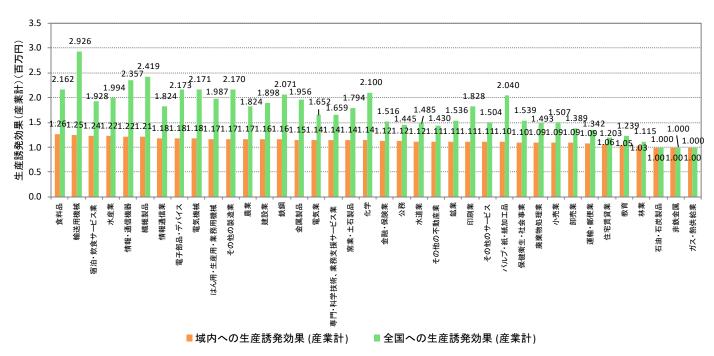
※「地域経済循環分析自動作成ツ ール (2023 年 10 月時点)」 (http://chiikijunkan.env.go.j p/manabu/bunseki) より事務局に て作成

2018年度の京丹後市における産業別のエネルギー消費量



※「地域経済循環分析自動作成ツール (2023 年 10 月時点)」 (http://chiikijunkan.env.go.jp/manabu/bunseki) より事務局にて作成

2018 年度の産業別の生産誘発額(域内=京丹後市内、全域=市内含む全国)



※「地域経済循環分析自動作成ツール (2023 年 10 月時点)」 (http://chiikijunkan.env.go.jp/manabu/bunseki) より事務局にて作成

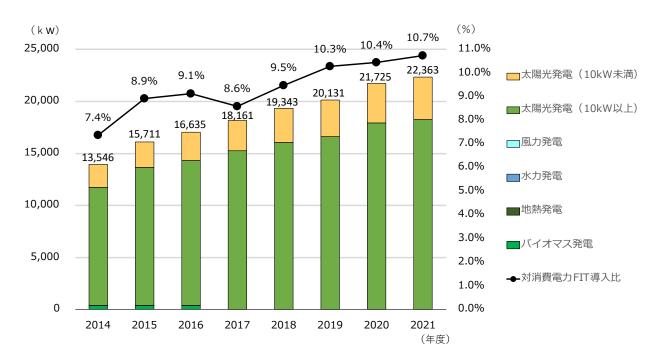
3.4 再生可能エネルギーの現状

3.4.1 再生可能エネルギー導入状況

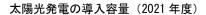
本市内の再生可能エネルギーの導入状況は、2021 年度は 22,366kW となっており、2014 年度と比較 すると 8,417kW (約60%) 増加しています。

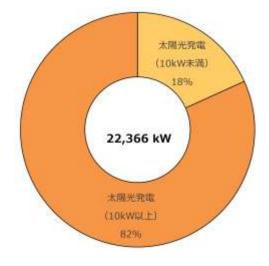
対消費電力 FIT 導入比は、2021 年度は 10.7%となっており再生可能エネルギーの内訳は 10kW 以上の太陽光発電が 82%、10kW 未満の太陽光発電が 18%です。

風力発電の 2021 年度における発電能力は 3kW となっています。その他、本市内には水力発電所(揚水発電)も立地しています。

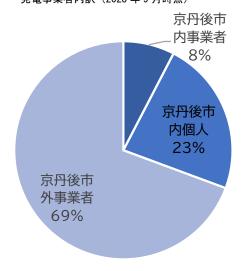


再生可能エネルギーの導入容量累積及び対消費電力 FIT 導入比の経年変化



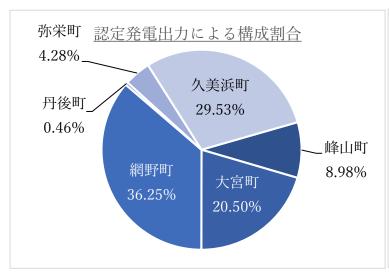


太陽光発電(FIT認定)合計出力 発電事業者内訳(2023年9月時点)

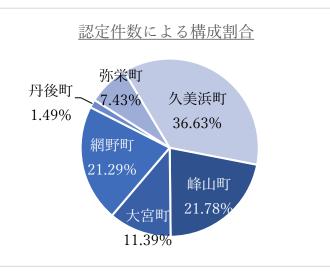


2023 年 9 月時点での太陽光発電で FIT 認定を受けている市内の個人及び事業者は、全体の約 3 割となっています。

設備認定の出力、認定件数における市内の地域別状況は、以下のとおりです。再生可能エネルギー 導入にあたっては、導入量を増やすだけでなく、市内の資本による市域経済にも貢献する導入が望ま れます。



FIT 認定導入(出力: kW)の地域別割合 (2023 年 9 月時点)



FIT 認定導入(認定件数)の地域別割合 (2023年9月時点)

3.4.2 再生可能エネルギーの導入に向けた促進区域の設定

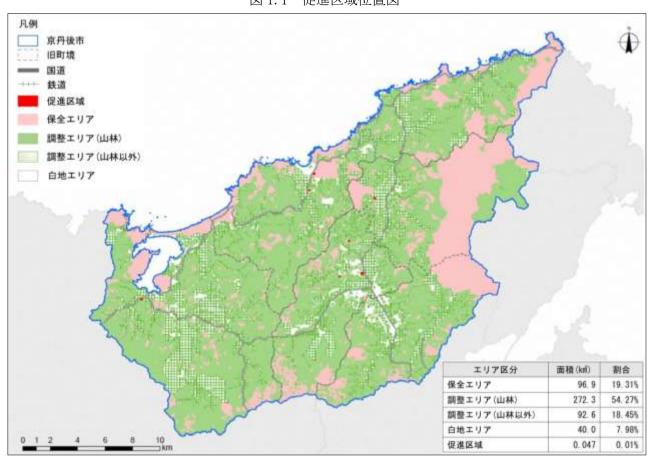
再生可能エネルギーの導入に向けた促進区域として、表 1.1 及び図 1.1 に示しました。

計画策定後の促進区域については、別冊として整理し再生可能エネルギーの導入促進に向けて順次更新していきます。

表 1.1 促進区域一覧

No.	箇所名	設備種別	設置個所
1	いさなご小学校	自家消費型太陽光発電設備	建物屋根
2	網野中学校	自家消費型太陽光発電設備	建物屋根
3	京丹後市火葬場	自家消費型太陽光発電設備	建物屋根
4	峰山中学校	自家消費型太陽光発電設備	建物屋根
5	網野南小学校	自家消費型太陽光発電設備	建物屋根
6	弥栄小学校	自家消費型太陽光発電設備	建物屋根
7	久美浜中学校	自家消費型太陽光発電設備	建物屋根

図 1.1 促進区域位置図



ゾーニングマップ(太陽光発電)

3.4.3 促進区域における再生可能エネルギーの導入促進に関する事項

促進区域において、地域脱炭素化促進施設を整備する際の施設種類、規模及びその他配慮事項等は 次の表 1.2 のとおりです。

表 1.2 促進区域における再生可能エネルギーの導入促進に関する事項

項目	内容			
促進区域において整備する地域脱	種類	太陽光発電		
炭素化促進施設の種類及び規模	規模	個別の事業ごとに太陽光発電設備を設置する 施設の規模に応じて設定する。		
地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項	(太) 次(の) とし、悪で発電で発:30の の	費型太陽光発電設備 光発電設備を設置する施設で自家消費行うもののいずれかを満たすこと) の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設 電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備 はする電力量の一定の割合(業務用:50%、家庭 0%)以上とする。 の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設 電する電力を、自営線により当該需要家に供給 り費する。		
地域の環境の保全のための取組	【屋根設置の場合】 ○反射光対策 ○日影規制の遵守 ○「京丹後市住民協定員 【地上設置の場合】 上記に加えて以下を追 ○騒音への措置(パワー			
事業における地域の経済及び社会 の持続的発展に資する取組	○市内□	いずれかの取組を実施する。 事業者が参画する機会を提供すること の防災対策の推進に資すること の経済の活性化に資すること		
その他		定する促進区域は、いずれも公共施設もしくは 市有地であり、法的制約条件はない。		

3.5 置き換え・その他

3.5.1 森林吸収量

森林吸収量は管理面積に比例することから、2020 年度の京丹後市の森林面積(35,834ha)のうち、管理された森林面積及び2050 年度に整備が完了することを条件設定し、それぞれ算出を行いました。 対象森林要件は傾斜度30度以内とし、路網からの距離については、路網を整備することにより対象が広がることから既存路網からの距離「50m以内」からスタートして、順に対象森林面積を拡大する設定としました。

その結果、面積から算出される森林吸収量は7,789t- CO_2 /年から65,849t- CO_2 /年となる計算で、これは2013年度排出量の約2 \sim 16%分に相当します。

森	炑吸	Δľ	믊
<i>ተ</i> ለጉ 1	ソファ	. 7.	ᆂ

対象森林要件	対象面積(ha)	森林面積割合	吸収量 (t-CO₂/年)
傾斜度 30 度以内、路網からの距離 50m 以内	2, 434	7%	7, 789
傾斜度 30 度以内、路網からの距離 100m 以内	4, 998	14%	15, 993
傾斜度 30 度以内、路網からの距離 300m 以内	12, 784	36%	40, 908
傾斜度 30 度以内、路網からの距離 300m 以上	20, 578	57%	65, 849

※森林における単位面積あたりの CO₂ 吸収量 3.2 t -CO₂ / ha・年として算出

木質バイオマスについては、3つの温浴施設で木質チップを使用しており、2022年度の温室効果ガス排出削減量は 0.7千 $t-CO_2$ /年となっています。

ຂກກ 703.755 682.92 663.41 700 571.84 600 465.47 500 386.53 385.74 350.38 400 300 200 100 0 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 (年)

温泉施設での木質バイオマスチップ消費量

コラム:カーボン・オフセットについて

カーボン・オフセットとは、日常生活や経済活動において避けることができない CO2 等の温室効果 ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方です。国内の排出削減活動や森林整備によって生じた排出削減・吸収量を認証する「J-クレジット制度」が 2013 年度から開始されています。また、海の植物が取り込んだ炭素「ブルーカーボン」についても昨今注目されています。

第4章 温室効果ガス排出量の削減目標

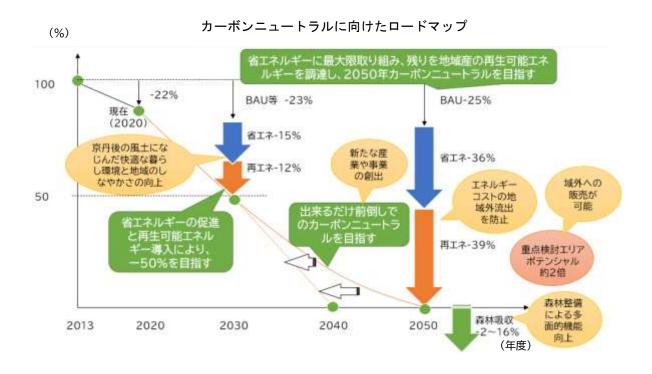
4.1 温室効果ガス削減目標設定の考え方及び削減目標

2050年カーボンニュートラルに向けて、2030年までに大幅削減を行うことが重要であることから、あるべき社会を想定し、未来から現在へとさかのぼってどのような道筋を通るのかを明らかにするバックキャスティングの考え方で目標設定を行います。

なお、目標設定にあたっては、国際的な動向を見通して、2030 年度 50%削減(2013 年度比)を目指します。本計画の目標年度である 2028 年度までは、毎年、同じだけの取組を行うものとして設定します。

基準年度と目標年度

基準年度	· 2013 年度
目標年度: 2028 年度	・大幅な省エネルギー化及び再生可能エネルギーの着実な導入により、45%削
	減
中期目標年度:2030年度	・大幅な省エネルギー化及び再生可能エネルギーの着実な導入により、50%削
	減
	・ それにより、京丹後の風土になじんだ快適な暮らし環境とレジリエンス (し
	なやかさの)向上を図る。
長期目標年度:2050年度	・最大限の省エネルギー化及び地域産の再生可能エネルギー導入による、地域
	経済循環とカーボンニュートラルの実現
	・なお、出来るだけ前倒しで 2040 年度のカーボンニュートラルを目指す。



4.2 2030 年度の部門別排出量目標の目安

「京丹後市脱炭素ロードマップー再生可能エネルギー導入戦略-」のシナリオ設定のうち、「C:省エネ、再エネバランスケース」によるロードマップは下記のとおりです。

2013 年度からこれまでの取組や今後の活動量の変化で約23%削減し、省エネで約15%、残り12%を再生可能エネルギー導入等により削減を行うことを想定しています。

2030年度の部門別排出量目標のロードマップ

区分	部門等	2013年度 (万 t-CO ₂)	2030年度 (万 t-CO ₂)	これまでの取組や将来の活動量変化及び省 エネによる削減割合(2013年度比)
省エネ取組 後の排出量	産業	6. 0	3. 6	40%
	業務その他	9.0	4. 2	54%
	家庭	8.0	3. 3	58%
	運輸	12. 7	10.0	21%
	廃棄物	0.6	0. 1	82%
	その他ガス	2. 5	3. 0	▲ 20%
	合計	38.8	24. 2	38%
再エネに よる削減量	市域全体	-	4.8	12%

[※]小数点第2位以下の四捨五入のため、削減割合が上記数字における計算と合わない場合があります。

現況値(2020年度)と目標値(2030年度)の比較

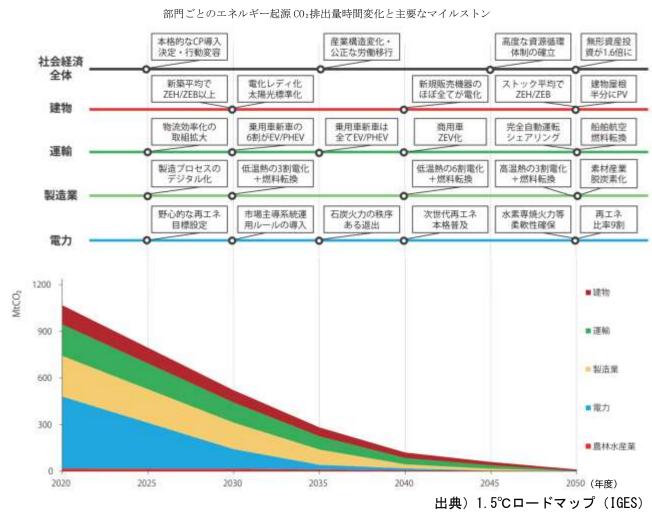
区分	部門等	現在(2020年度) (万 t-CO ₂)	2028 年度 (万 t-CO ₂)	2030 年度 (万 t-CO ₂)	2030 年度までに 必要な削減量(万 t-CO ₂)
省エネ取組 後の排出量	産業	4. 6	3.8	3.6	1.0
及初州出土	業務その他	5. 7	4.5	4. 2	1. 5
	家庭	5. 8	3.8	3. 3	2. 4
	運輸	10. 5	10. 1	10.0	0. 5
	廃棄物	0.4	0.2	0. 1	0. 3
	その他ガス	3. 2	3.0	3.0	0. 2
	合計	30. 2	25. 4	24. 2	6. 0
再エネに よる削減量	市域全体	_	3.6	4.8	4. 8

[※]小数点第2位以下の四捨五入のため、削減割合が上記数字における計算と合わない場合があります。

コラム:1.5℃ロードマップ

IPCC (気候変動に関する政府間パネル) の最新の報告によると、現在提出されている NDC (国が決定する貢献) が全て実現されたとしてもこの目標を達成するために必要な温室効果ガス排出削減水準には達しない。2035 年までに世界全体で温室効果ガスの排出量を 2019 年比で 60%削減することを目指し、各国が目標を引き上げる必要があることが指摘されている中、エネルギーの需要と供給における脱炭素化に資する技術の導入に加えて、デジタル化を起点とする社会経済の変化を多面的に検討することにより、日本の温室効果ガス排出量をより早期に、より大幅に削減する可能性を検討したロードマップが、IGES (公益財団法人 地球環境戦略研究機関) により発表されました。

2050 年までのマイルストンも発表されており、建物であれば、2030 年までに「新築平均で ZEH/ZEB 以上」「電化レディ化・太陽光標準化」、運輸部門であれば「乗用車新車の 6 割が EV/PHEV」といったマイルストンが設定されています。



1.5℃ロードマップ(バランスシナリオ)における

18

第5章 温室効果ガス削減目標の達成に向けた取組 (緩和策)

各部門別の削減目標の目安と必要な再エネ・省エネ・その他に関する取り組みについて示します。 なお、再生可能エネルギー導入分による削減は、参考として市域全域について記載しており、各部 門に記載している削減目標は再エネ導入以外の削減目標となります。

5.1 各部門における省エネの取組

5.1.1 産業部門(製造業、建設業、鋼業、農林水産業)

□ 地域事業者による脱炭素化サービスを選択

□地場産食物の購入

	現在(2020年度) (万 t-CO ₂ /年)	2028 年度 (万 t-CO ₂ /年)	2020 年度比 (%)
排出量 (2028 年度は省エネの取組 を実施した場合の目標)	4. 6	3. 8	▲17%

[※]小数点第2位以下の四捨五入のため、削減割合が上記数字における計算と合わない場合があります。

○産業部門事業者の取組
□ エネルギー消費量の見える化及び省エネ診断によるエネルギー消費状況の詳細な把握
□ 更新期等における省エネ機器・省エネ農機・EV の導入
□ 製造プロセス等の見直しによる省エネルギー化
□ ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)化、既存建築物の断熱化
□ 自家消費型の再生可能エネルギー発電設備の導入 (PPA 等の活用)
□ 営農型太陽光発電の導入
□ 地域資本による地域の再生可能エネルギーの導入
□ 設備の電化や再生可能エネルギー由来及び脱炭素化につながるエネルギーの調達
□ 再生可能エネルギー導入、ZEB・ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)に関するビジネス展開
□脱炭素経営戦略の策定
○公共の取組
□ 補助制度、他地域等の実践事例の紹介
□ 市独自の支援策の検討・実施
□ 地域事業者の脱炭素経営を担う人材の育成、地域の脱炭素化モデルの創出
○市民・その他事業者の取組

コラム:地域の中小事業者の脱炭素経営戦略の策定支援の取組

サプライチェーン全体の脱炭素化が求められており、地域の中小企業事業者も経営面から脱炭素化に舵を切ることが求められています。一方、小規模事業者では、社内での推進人材確保等に苦慮することから、地域事業者同士が学びあい、脱炭素経営を考える取組が他地域ではスタートしています。



豊田市では、企業向けに脱炭素経営のポイントや省エネ推進・再エネ導入の実践手法を学び合う場「豊田市脱炭素スクール」を2021年に開校し、第1期・2期で、計23社の修了生を輩出しています。第1期の受講者アンケートでも9割の方が、「社内での脱炭素化の位置づけ向上」と回答しており、修了後、各企業は、SBT の認定や顧客への影響活動への反映、脱炭素化製品の提供に対する道筋、社員の人材育成や人材獲得等に活かしています。

出典) 豊田市 HP

コラム:農業分野における脱炭素化の取組

農林水産省は2027年度をめどに、全ての補助金の支給要件に脱炭素など地球環境対策を加えることを発表しており、2024年度から一部の補助金で、必要な取り組みを明示したチェックシートの提出を求めるとしています。

また、農業者等の温室効果ガスの削減効果を把握するための簡易算定ツールの作成や消費者にわかりやすいカーボンフットプリントの伝達などフードサプライチェーンを通じた脱炭素化の実践とその可視化を推進しています。



出典)農林水産省 HP、資料等

5.1.2 業務その他部門(製造業、建設業、鋼業、農林水産業以外の事業者及び市の事務事業)

	現在(2020年度) (万 t-CO ₂ /年)	2028 年度 (万 t-CO ₂ /年)	2020 年度比 (%)
排出量(2028年度は省エネの取組 を実施した場合の目標)	5. 7	4. 5	▲22%

※小数点第2位以下の四捨五入のため、削減割合が上記数字における計算と合わない場合があります。
○業務部門事業者の取組
□ エネルギー消費量の見える化及び省エネ診断によるエネルギー消費状況の詳細な把握 □ 更新期等における省エネ機器・EV の導入 □ ZEB 化、既存建築物の断熱化 □ 自家消費型の再生可能エネルギー発電設備の導入 (PPA 等の活用)
 □ 地域資本による地域の再生可能エネルギーの導入 □ 設備の電化や再生可能エネルギー由来及び脱炭素化につながるエネルギーの調達 □ 再生可能エネルギー導入、ZEB・ZEH に関するビジネス展開 □ 脱炭素経営戦略の策定 □ 市民の消費行動変容につながるサービスの展開(公共交通促進、EV 充電インフラの提供・利用促進、食品ロス削減促進等) □ 地産地消の促進
 ○公共の取組 □公共施設への再生可能エネルギー、省エネ設備の率先導入 □補助制度、他地域等の実践事例の紹介 □市独自の支援策の検討・実施 □地域事業者の脱炭素経営を担う人材の育成、地域の脱炭素化モデルの創出 □消費行動変容の促進による食品ロスの削減
○市民、その他の取組 □ 地域事業者による脱炭素化サービスを選択

コラム: 国内外で進む観光業界等における脱炭素化の動き

2021 年 11 月 4 日に観光における気候変動対策に関するグラスゴー宣言が、国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議 (COP26) で発表されました。この宣言は、観光セクターが観光分野における気候変動対策を加速し、今後 10 年間で観光部門での二酸化炭素(CO₂)排出量を半減させ、2050 年までに「ネット・ゼロエミッション」を達成するための強力な行動をコミットすることを目的としています。また、国内でも商業施設も含め、新たな需要開拓を狙った新しい動きが出ています。

出典) 国連世界環境機関(UNWTO)

コラム:ゼロカーボンパークの取組

環境省では、国立公園において先行して脱炭素化し、脱プラや食材の地産地消、エコツーリズムなど持続可能(サステナブル)な観光地作りに取り組むエリアを「ゼロカーボンパーク」として登録し、応援しています。これらのエリアの取組は、国立公園に限らず、持続可能な観光地づくりにおけるヒントにもつながります。

【公園のゼロカーボンの取組】

- 直販・物流拠点、公共施設 での再エネ蓄エネ・充電インフラ
- 施設の屋根・駐車場に太陽光発電設備を最大限設置
- 自動運転バスや e-bike・グリスロ等による「地域の足」の確保
- 地産地消の食やお土産品の提供
- 水や食品、宿のアメニティグッズなどのロス削減
- シカ等の鳥獣被害対策による生態系の保全
- 農泊・ワーケーション
- ZEB・木造建築物の導入
- エコツーリズム
- 森林空間利用などのサービス提供
- 温泉熱を利用した熱供給、ヒートポンプ・バイナリー発電の導入
- ICT の活用によりテレワーク環境が充実 など

出典)環境省

5.1.3 家庭部門

	現在(2020年度) (万 t-CO ₂ /年)	2028 年度 (万 t-CO ₂ /年)	2020 年度比(%)
排出量 (2028 年度は省エネの取組 を実施した場合の目標)	5. 8	3. 8	▲34%

[※]小数点第2位以下の四捨五入のため、削減割合が上記数字における計算と合わない場合があります。

\bigcirc	日日	O I	
(フロ	11 🖂	フノエ	1人形出.

()市民の取組
□ エネルギー消費量の見える化及びうちエコ診断によるエネルギー消費状況の詳細な把握
□ 更新期等における省エネ家電(高効率給湯器、空調、照明、冷蔵庫等)・EV の導入
□ ZEH 化、既存建築物の断熱化
□ 自家消費型の再生可能エネルギー発電設備の導入(PPA 等の活用)
□ 地域資本による地域の再生可能エネルギーの導入の支援
□ 設備の電化や再生可能エネルギーの調達
□ 公共交通・徒歩・自転車・次世代交通サービスの活用
□ 地場産食物の購入
□ 宅配日時設定や宅配 BOX の設置
○公共の取組
□ 空き家改修やリフォーム時における断熱改修の働きかけ、地域内事業者に関する情報提供
□ 補助制度、他地域等の実践事例の紹介
□ 市独自の支援策の検討・実施
□ 脱炭素教育の推進
□ 地域の脱炭素化モデルの創出
○事業者の取組
□ 脱炭素化サービスの提供

コラム:気候変動をじぶんごとにする

「じぶんごとプラネット」は、国立環境研究所と Code for Japan が共同開発したカーボンフットプリント可視化アプリ (https://www.jibungoto-planet.jp/) を公開しています。

このアプリでは自らの生活スタイルからの気候変動への影響を知り、具体的な脱炭素アクションを 数字で選ぶことができます。

脱炭素型社会の実現には、行政機関や企業の取り組みを待つだけでなく、私たち市民の行動変容が欠かせません。アプリでは、簡単な質問に回答を進めていくと、自分のライフスタイルの排出量はどれくらいなのか?どの対策を選択するとどれくらいの効果があるのか?を確認することができます。

まずは、自分の暮らしの数値化し、効果の高いアクションを取り入れて みませんか?



じぶんごとプラネットアプリの概要



出典) Code for Japan、https://www.jibungoto-planet.jp/

5.1.4 運輸部門

	現在(2020年度) (万 t-CO ₂ /年)	2028 年度 (万 t-CO ₂ /年)	2020 年度比 (%)
排出量(2028年度は省エネの 取組を実施した場合の目標)	10. 5	10. 1	▲ 4%

[※]小数点第2位以下の四捨五入のため、削減割合が上記数字における計算と合わない場合があります。

○取組(全主体)

EVの導入
自家消費型の再生可能エネルギー発電設備の導入 (ソーラーカーポート)
エコドライブの実践、環境タイヤ(リトレッドタイヤ)等の導入による移動に関するエネルギー 利用の高効率化
省エネ船型の普及
地域資本による地域の再生可能エネルギーの導入の支援

○公共の取組

	移動サービ	えの改善	Ė		
	地産地消の	推進			
	充電インフ	ラに関す	る情報	収集・	提供
	補助制度、	他地域等	の実践	事例の	紹介
П	市独自の支	接策の検	計・実	施	

□ 公共交通・徒歩・自転車・次世代交通サービスの活用

コラム: EV 化の流れ

国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議 (COP26) で発表された、世界の全ての新車販売について、「主要市場では 2035 年、世界全体では 2040 年までに電気自動車 (EV) など二酸化炭素を排出しないゼロエミッション車とすることを目指す」という共同声明に 20 を超える国や企業が合意しています。

また、欧州連合(EU)で電池の原材料調達から設計・生産プロセス、再利用、リサイクルに至るライフサイクル全体を規定する「欧州電池規則」が施行されました。車載用や産業用など、EU 域内で販売される全ての電池を対象に、カーボンフットプリントの申告や、リサイクル材の最低含有率の導入、原材料別再資源化率の目標値の導入などが義務付けられます。

このように、世界の市場は、EV 化へ舵を切っており、地域では、サプライチェーンに組み込まれている中小事業者への脱炭素経営の支援や地域インフラの整備が求められます。

5.1.5 廃棄物分野及びその他ガス等に関する取組

	現在(2020年度) (万 t-CO ₂ /年)	2028 年度 (万 t-CO ₂ /年)	2020 年度比 (%)
排出量(2028年度は省エネ等の 取組を実施した場合の目標)	3. 7	3. 2	▲12%

[※]小数点第2位以下の四捨五入のため、削減割合が上記数字における計算と合わない場合があります。

○取組(全主体)

〇 取組 (主主体)
□ リフューズ (Refuse) 、リデュース (Reduce) 、リユース (Reuse) 、リサイクル (Recycle) を消費行動や廃棄時に意識し、選択
□ BDF (廃食油の資源化) に関する取組促進
□ 持続可能な森林形成に向けて、木造木質化、マテリアル利用の推進
□ 廃棄物抑制、プラスチックゴミの抑制
○公共の取組
□ 自然環境が有する多様な機能を防災や減災に生かすため、グリーンインフラの整備
□ ブルーカーボンやカーボン・オフセットに関する情報収集・情報提供
□ 地産地消の推進

コラム:森林環境譲与税等の取り組み紹介

□ 補助制度、他地域等の実践事例の紹介

□ 市独自の支援策の検討・実施

森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みのもと、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、新たな財源として創設されたものです。2024年度から1人当たり年額1,000円が「森林環境税」として徴収され、「森林環境譲与税」として各都道府県、市町村に配分されます。

これらの財源は、地域の森林整備、木材の利用促進、人材育成及び確保、普及啓発に活用できます。

5.2 再生可能エネルギーに関する取組

	2028 年度 (万 t-CO ₂ /年)
市域全体の再生可能エネルギー導入による削減目標	4. 8

○断丝	且(全主体)
	再生可能エネルギーの導入拡大
	自家消費型の再生可能エネルギー発電設備の導入
	営農型太陽光発電設備の導入
	PPA・リースを活用して初期費用を抑えた太陽光発電設備の導入
	地域資本による地域の再生可能エネルギー導入・促進
	再生可能エネルギー及び脱炭素化につながるエネルギー源への段階的な移行
	脱炭素化につながるエネルギー源(電化、木質バイオマス等)の導入
○公共	共の取組
	補助制度、他地域等の実践事例の紹介
	市独自の支援策の検討・実施
	地域人材の育成
5.3	置き換え・その他に関する取組
○事業	巻者の取組
	カーボン・オフセット制度の活用・推進
	脱炭素経営戦略の検討、自社の目標設定・戦略の策定
〇市国	その取組
	森林保全・海洋環境保全に関する取組への参画
○公共	共の取組
	カーボン・オフセット制度の活用・推進
	適切な森林整備の推進
	脱炭素経営人材の育成

5.4 取組の推進に向けた指標設定

各部門の取組の進捗把握のため、それぞれのアクションに関する指標の設定を行います。 これらの指標の進捗状況の把握や取組の推進については、地域の団体等と連携して実施します。

区分	進捗状況の把握のための指標
	□ 廃棄物抑制に向けた食品ロスに取り組む割合
省エネ	□ 4R (リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル) を意識する割合
	□ 省エネ家電・機器等の導入についての検討・実践が当たり前と考える 割合
	□ 再生可能エネルギーの導入率
再工ネ	□ 再エネ導入についての検討・実践が当たり前と考える割合
一一一	□ 地域資本における再生可能エネルギー導入の検討開始
	□ 市内の事業者等における再生可能エネルギーの導入や調達事例の創出
置き換え・その他	□ 脱炭素化を意識した事業活動を行っている事業者数
直さ挟ん・その他	□ 理解促進機会の創出

コラム:ゼロカーボンアクション30について

脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。環境省では、一人ひとりができることとして、「ゼロカーボンアクション30」を掲げています。

「エネルギーを節約・転換しよう!」「太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう!」「CO₂ の少ない交通手段を選ぼう!」「食ロスをなくそう!」「サステナブルなファッションを!」「3R (リデュース、リユース、リサイクル)」「CO₂ の少ない製品・サービス等を選ぼう!」「環境保全活動に積極的に参加しよう!」のテーマ別に、具体的なアクションが掲載されています。



出典) 環境省 (https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/zc-action30/)

第6章 気候変動の影響による被害の防止・軽減に向けた取組(適応策)

6.1 適応策の意義と必要性

- (1) 異常気象が「新しい平常」に 世界気象機関(WMO)は、「異常気 象はもはや新しい平常」と示してい ます。
- (2) 将来の気温は確実に上昇し、元 に戻らない予測となっている

気温の将来予測について、21 世紀 半ばに実質 CO₂ 排出ゼロが実現する 最善とされるシナリオでも、2021~ 2040 年平均の気温上昇は 1.5℃に達 する可能性 (50%以上) があると発 表されています。

化石燃料に依存し気候政策を導入 しないシナリオだと、今世紀末まで に3.3~5.7℃の気温上昇が予測され ています。

		JG.	
1 木 /	への影響は	+ 2	
74	いの影音は	大 :	
100年末に	予測される日本への最	響予測	
皇室効果ガス湯	職度上昇の顕示ケース RCP8	5、1981-2000年との比較)	
	架温	3.5~6.4℃上昇	
製品	降水量	9~16%增加	
	海面	60~63cm 上昇	
	洪水	年被害額が3倍程度に拡大	
災害	砂束	83~85%消失	
	干測	12%消失	
No.	河川流量	1.1~1.2 僚に増加	
水資源	水質	クロロフィルaの環節による水質悪化	
生態系	ハイマツ	生育可能な地域の消失〜現在の 7%に減少	
STABLE	ブナ	生育可能な地域が現在の10~53%に減少	
0.040	⊐×.	収量に大きな変化はないが、品質低下リスクが増け	
武服	うんしゅうみかん	作付適地がなくなる	
	タンカン	作付適地が属土の1%から13~34%に増加	
2000	M中国	死者。救急搬送者数が2億以上に増加	

気候変動がもたらす日本への影響

出典)環境省 環境研究総合推進費 S-8 2014 年報告書 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (http://www.jecca.org/) より

分布域が関土の約4割から75~96%に拡大

気候変動がもたらす地球の変化は、数世紀から数千年にわたる不可逆的な(元に戻らない)もので、とりわけ海洋、氷床、海面上昇の変化は後戻りできない状況になっていくと報告されており、これらの上昇幅を出来るだけ小さくするべく、行動が必要です。 また、どんなに行動しても、気温は上昇することから、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけではなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する「適応」を進めることが重要となっています。

ヒトスジシマカ

6.2 取組の方向性

気候変動への適応は、次の方向性により、上位計画である京丹後市環境基本計画と連携して推進します。

- □ 市、事業者、市民は冷房の効果的活用、クーリングシェルターの設置・活用など、熱中症・健康 管理への注意喚起を進め、行動する。
- □ 市や団体等は、気候変動に適応する良質な地域産物を安定的に生産するための支援を進める。
- □ 市は災害危険個所、豪雨時における浸水区域を想定し、市民への事前周知に努める。
- □ 浸水対策を実施するとともに、浸水被害をもたらしている河川の早期改修を要望する。
- □ 自主防災組織の充実、地域の多機能化等により地域の防災·共助体制の強化を図り、消防団とあわせて地域における協働の充実を進める。
- □ 市は気候変動及びその影響に関する変化観察、情報収集を行い、関係法令等を活用した地域に合った適応策を図る。

※ 分野ごとの適応策は、資料編60ページ以降を参照

第7章 計画の推進に向けて

7.1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、上位計画である京丹後市第 2 次総合計画や第 2 期京丹後市環境基本計画との整合を図る中で、一体的に取組を進め、本計画の実効性を確保することが重要です。

本市においては、以下に示す体制で計画の推進を図ります。

さらに、今後の温暖化対策を取り巻く国・京都府の動向、並びに市域の情勢や課題等を踏まえた上で、多様な変化に対処し、柔軟に適応できる組織及び体制づくりに向けた検討も並行して行います。

京丹後市美しいふるさとづくり審議会

地球温暖化の緩和に資する対策・気候変動 適応対策、環境資源・エネルギー活用等に ついて、市長の諮問に応じて、必要な事項 を調査及び審議する。

連携

京丹後市地球温暖化対策実行計画協議会 区域施策編

区域の自然的・社会的条件に応じて、温室 効果ガスの排出量の削減等を行うための計 画策定及び評価・進捗管理を行う。

公 共

市民

事業者 · 団体

京丹後市環境推進本部 事務事業編

地方公共団体の事務及び事業に関し、温室 効果ガスの排出量の削減等のための措置を 定める。

7.2 計画の進行管理

7.2.1 進行管理の基本的な考え方

本計画の目的達成に向けた実効性のある取組を進めていくためには、計画の進捗状況を把握・管理し、その状況を広く市民に公表していくとともに、取組の客観的評価や点検を行い、その結果、目標や取組の改善が必要な場合は速やかな措置を講じ、実態に即して計画を見直していくことが重要です。以上のことから、本計画の進行を以下の「不断の $P \Rightarrow D \Rightarrow C \Rightarrow A$ サイクル(計画 \Rightarrow 実行 \Rightarrow 点検・評価 \Rightarrow 改善)」に基づき管理します。

市内における、再生可能エネルギーの導入をはじめとした脱炭素化に向けた取り組みの状況を把握するために、事業者及び家庭等へのアンケート調査等による進捗状況の調査・評価を行います。

計画の実行にあたり、単年度サイクルでは、計画目標の達成状況や取組の進捗状況などの点検・評価、その結果を踏まえた改善策等を検討し、次年度の取組に反映します。また、長期サイクルでは、単年度の進行管理結果や計画終期に応じて本計画の見直し・改定を行います。

【不断のP⇒D⇒C⇒Aサイクル】 P lan Do (計画) (実践) 目標・施策 各主体の ≪長期サイクル≫ 取組実践 の検討 P lan (計画策定・見直し・改定) 目標・取組の 進捗状況の 見直し、結果 点検・評価 A ction C heck (改善) (点検·評価) ≪単年度サイクル≫

7.2.2 進行管理結果の公表

本計画の進行管理にあたっては、年度ごとの温室効果ガス排出量や目標の達成に向けた取組の進捗状況などを点検・評価し、その結果を市ホームページで公表します。

また、京丹後市地球温暖化対策実行計画協議会や京丹後市美しいふるさとづくり審議会へも結果報告と意見聴取を行い、次年度の取組に反映します。